

## 日本小児血液・がん学会ホームページ リンク・バナー広告掲載要領

### （目的）

第1条 この要領は、日本小児血液・がん学会（JSPHO）の定款に定める賛助会員がJSPHO ホームページ内の賛助会員名簿へのバナー、リンク広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 JSPHO ホームページに掲載する広告はバナー、リンク広告（以下「広告」という）とする。

バナー：JSPHO ホームページ内に表示される広告画像で、賛助会員の指定するWEB ページにリンクするものをいう。

リンク：JSPHO ホームページ内に表示される賛助会員名簿から賛助会員の指定するWEB ページにリンクするものをいう。

### （掲載広告等の限定）

第3条 JSPHO ホームページに広告を掲載することができる者は、JSPHO の賛助会員に限定するものとする。

第4条 賛助会員年会費の滞納がある場合には掲載しないものとする。

### （広告の料金）

第5条 広告の料金は、原則として次のとおりとする。

バナー＋リンク（トップページ） 20万円（別途年会費：10万円）

バナー＋リンク（会員専用ページ） 15万円（別途年会費：10万円）

リンクのみ（会員専用ページ） 5万円（別途年会費：10万円）

### （バナー広告の規格）

第6条 バナー広告の規格は原則として次のとおりとする。

大きさ 横200ピクセル×縦50ピクセル 以下

形式 GIF（アニメ可。透過不可）、JPEG

第7条 トップページのバナーは、下記のように掲載する。

私達は、小児血液・がんの治療成績の向上、生活の質（QOL）の改善に寄与しま


（広告の掲載申し込み、期間）

- 第8条
1. 広告を掲載する期間は、年度単位とする。
  2. 申し込みは年会費を納入後に広告掲載申込書（別紙第1号様式）をEメールで申し込むこととする。
  3. 理事長は、広告掲載の可否を決定する。
  4. 広告掲載の開始日にかかわらず、毎年度末3月31日をもって終了する。  
広告掲載が終了した賛助会員が引き続き同じ内容で広告を掲載する場合には、次年度の年会費を納入と同時に広告掲載申込書を再提出する。
  5. 広告を掲載した賛助会員が自己の都合等により、掲載を終了する場合は、理事長に申し出て掲載を終了することができる。

（広告の変更・中止）

第9条 広告を掲載した賛助会員が、広告の内容や広告のリンク先を変更するときは、JSPHO事務局に申し出るものとする。

第10条 広告を掲載した賛助会員が、年度途中で退会した場合には、退会日をもって広告掲載を中止する。

（その他）

第9条 この要領に定めのない事項については、その都度別途定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、広告に関して必要な事項は、理事長が別に定め、賛助会員に通知するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

# 日本小児血液・がん学会ホームページ広告掲載申込書

平成 年 月 日

特定非営利活動法人 日本小児血液・がん学会  
理事長 殿

(申込賛助会員)  
団体又は個人名

次のとおり、日本小児血液・がん学会ホームページに広告を掲載したいので申し込みます。

広告の内容	<input type="checkbox"/> リンクのみ リンク先URL: <input type="checkbox"/> バナー(トップページ) *+リンク(リンク先 URL ) <input type="checkbox"/> バナー(会員専用ページ) *+リンク(リンク先 URL ) *画像を添付ファイルで送信してください。
区別・期間	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 (平成 年度)
広告掲載料	<input type="checkbox"/> 振込予定日( 月 日)
担当者所属	
氏名	
電話番号	
E-mail	

申込書送信先

日本小児血液・がん学会事務局

〒112-0012 東京都文京区大塚5-3-13 小石川アーバンビル4F

一般社団法人 学会支援機構内

TEL03-5981-6011 fax03-5981-6012 Email jspho@asas.or.jp